

令和2年2月14日

教職員・学生 各位

学 長

【重要】新型コロナウイルス感染症の発生について（その4）

本件に関し、文部科学省から通知がありましたので、本学における取扱いを変更いたします（変更箇所は下記のとおり。また、変更後の全文は、下記にあります。）。

なお、各人におかれましては、引き続き最新情報を入手するとともに、マスクの着用、手洗いの励行等に努めてください。

記

（変更箇所）

- 1 対象範囲を「湖北省」から「湖北省若しくは浙江省」に拡大

○ホームページを更新しました（順次、更新予定）

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する本学の対応
<https://www.jaist.ac.jp/whatsnew/info/2020/02/14-1.html>

（変更後の取り扱い全文）

- 1 外務省が発出している「感染症危険情報」が、湖北省を除く中国全土の危険レベル「2」（レベル2：不要不急の渡航は止めてください。）となっていますので、不要不急の渡航は止めてください。

なお、湖北省全体の感染症危険レベルは、引き続きレベル3（レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告））ですので、当該地域への渡航を禁止します。

- 2 中国在住時の取扱い

中国において発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）の症状があった教職員・学生は、現地医療機関で受診するとともに、その受診結果（診断書があれば、原文及び英語訳したもの）を kikikanri@jaist.ac.jp に連絡すること。

3 中国から日本に帰国・入国する際の取扱い

- (1) すべての教職員・学生は、中国で滞在した地域、日本への帰国・入国日、帰国・入国時点での健康状態（発熱、呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）の有無、解熱剤又は咳止めの服用の有無）について、kikikanri@jaist.ac.jp に連絡すること。
- (2) 日本に帰国・入国時に発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）の症状がある場合には、必ず空港等の検疫官に自己申告を行うとともに、その指示に従うこと。また、(1)の報告にあわせ kikikanri@jaist.ac.jp にその旨連絡すること。

4 日本に帰国・入国した後の取扱い

- (1) 新型コロナウイルス感染症であることが確定した者との濃厚接触（衣食住をともにしたり、2メートル以内で会話したなど）歴がある場合
 - ① 帰国・入国後、2週間は、発熱かつ呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）がないか経過観察（体調と体温の記録）を行い、無用な外出を避け、自宅等で待機すること（なお、ここでの「自宅等での待機」とは、出勤停止、出席停止等の措置を指すものではありません。）。

軽度の発熱又は呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、相談・指示を受けるとともに、kikikanri@jaist.ac.jp に連絡すること。

連絡先

帰国者・接触者相談センター（南加賀保健福祉センター）
電話 0761-22-0796

※ 東京サテライトを主たる通学、勤務場所としている教職員・学生は、管轄の保健所に問い合わせてください（以下同じ）。
 - ② 日本に帰国・入国後、症状が出ずに2週間を経過した場合は、経過観察終了とする。
 - ③ 帰国後、2週間は自宅等で待機する必要がありますので、学位審査、講義、試験等の予定がある場合は、余裕をもって日本に帰国・入国してください。

- (2) 2週間以内に湖北省若しくは浙江省に渡航・居住した場合又は「湖北省若しくは浙江省への渡航・居住者」との濃厚接触（衣食住をともにしたり、2メートル以内で会話したなど）歴がある場合
 - ① 帰国・入国後、2週間は発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）がないか経過観察（体調と体温の記録）を行い、無用な外

出を避け、自宅等で待機すること（なお、ここでの「自宅等での待機」とは、出勤停止、出席停止等の措置を指すものではありません。）。

発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、相談・指示を受けるとともに、kikikanri@jaist.ac.jpに連絡すること。

連絡先

帰国者・接触者相談センター（南加賀保健福祉センター）

電話 0761-22-0796

- ② 日本に帰国・入国後、症状が出ずに2週間を経過した場合は、経過観察終了とする。
- ③ 帰国後、2週間は自宅等で待機する必要がありますので、学位審査、講義、試験等の予定がある場合は、余裕をもって日本に帰国・入国してください。

(3) (1) 及び (2) に該当しない場合（次の①～③を除く。①新型コロナウイルス感染症であることが確定した者との濃厚接触（衣食住をともにしたり、2メートル以内で会話したなど）歴がある者、②2週間以内に湖北省若しくは浙江省に渡航・居住した者、③「湖北省若しくは浙江省への渡航・居住者」との濃厚接触（衣食住をともにしたり、2メートル以内で会話したなど）歴がある者）

- ① 日本に帰国・入国後、2週間は発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）がないか経過観察（体調と体温の記録）を行い、無用な外出を避けること。やむを得ない外出の際はマスクを着用すること。

その後、発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）が出れば、事前に近隣の医療機関に連絡し、その指示に従い、受診すること。

- ② 日本に帰国・入国後、症状が出ずに2週間を経過した場合は、経過観察終了とする。